令和９年度神奈川県公立高等学校入学者選抜

志願のてびき

定時制の課程･通信制の課程

この「志願のてびき」は、令和９年度神奈川県公立高等学校入学者選抜で、定時制の課程・通信制の課程に志願する際に必要になる資料の取扱いや手続の流れ等をまとめたものです。
内容をよく確認し、志願の手続等を行ってください。

令和９年度（定・通）

令和９年度入学者選抜の出願方法について---------- 1
志願手続の流れ（２月に行う検査）---------- 2
志願手続の流れ（３月以降に行う検査）---------- 4
一般募集　定時制の課程・通信制の課程
Ⅰ　志願資格と学区 ---------- 5
Ⅱ　共通選抜（二次募集を除く。）---------- 5
Ⅲ　定通分割選抜 ---------- 12
Ⅳ　二次募集 ---------- 17
○入学願書記入上の注意（定時制の課程・通信制の課程）---------- 20
在県外国人等特別募集 ---------- 21
面接シートまたは学校独自の様式による書類提出が必要な学校について ---------- 25
志願資格承認・学区確認
Ⅰ　志願資格承認について ---------- 26
Ⅱ　学区確認について（横浜市立および川崎市立の高等学校）---------- 27
○神奈川県公立高等学校の学費について、神奈川県公立高等学校受検料等減免制度について---- 28
○私立高等学校等の学費支援制度について、神奈川県高校生等奨学給付金について、神奈川県高等学校奨学金の貸付けについて ---------- 29
○神奈川県教育委員会案内図、横浜市教育委員会案内図、川崎市教育委員会案内図、問合せ先 ---------- 裏表紙

令和９年度入学者選抜の出願方法について

令和９年度入学者選抜において、一般募集(共通選抜(二次募集を除く。))、連携型中高一貫教育校連携募集、特別募集(インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)および海外帰国生徒特別募集（後期募集）を除く。)、中途退学者募集および別科（以下「**２月に行う検査**」といいます。）は、神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システム（以下「**出願サイト**」といいます。）による出願となります。

一般募集(共通選抜(二次募集)および定通分割選抜)、インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)および海外帰国生徒特別募集（後期募集）（以下「**３月以降に行う検査**」といいます。）は、紙の入学願書による出願となります。

■出願方法の違い

本冊子での呼び方	募集	出願方法
２月に行う検査	・一般募集（共通選抜（**二次募集を除く。**）） ・連携型中高一貫教育校連携募集 ・海外帰国生徒特別募集（**後期募集を除く。**） ・在県外国人等特別募集 ・インクルーシブ教育実践推進校特別募集 （**二次募集を除く。**） ・中途退学者募集 ・別科	出願サイト による出願
３月以降に行う検査	・一般募集（共通選抜（**二次募集**）） ・一般募集（**定通分割選抜**） ・インクルーシブ教育実践推進校特別募集 （**二次募集**） ・海外帰国生徒特別募集（**後期募集**）	紙の入学願書 による出願

■出願サイトの操作方法

本冊子には、出願サイトの詳しい操作方法は掲載していません。

操作方法がわからなくなったときは、「神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システム　志願者用マニュアル」（以下「**マニュアル**」といいます。）を参照してください。

なお、出願サイトを利用する際の端末や通信にかかる費用は利用者の負担となります。

■マニュアルのダウンロード方法



操作説明書をクリックすると、ＰＤＦで表示されます。
（ルビつきの操作説明書もあります。）

■ヘルプデスク

出願サイトの操作方法について、マニュアルを見てもわからないときは、次の電話番号にご連絡ください。（ヘルプデスクは、出願サイトの操作方法についての質問にお答えします。）

なお、本冊子の記載内容については、裏表紙の問合せ先にご連絡ください。

電話番号：**050-3501-6252**　**※おかけ間違いにご注意ください。**
期　　間：令和８年11月６日(金)～令和９年３月５日(金)　９時～17時
（土曜日、日曜日、休日および年末年始(令和８年12月29日～令和９年１月３日)を除く。）

志願手続の流れ（２月に行う検査）

はじめに

２月に行う検査では、出願サイトを利用して志願手続をします。
出願サイトによる志願の方法は、次のA から C に分かれます。

A　県内の国公立中学校を卒業見込み または すでに卒業している人
・**神奈川県内**にある**国立**または**公立**の中学校等（特別支援学校中学部、義務教育学校等を含みます。本冊子や出願サイトでは、まとめて「中学校」といいます。）の場合。

B　県外の国公立中学校 または 私立中学校等を卒業見込み または すでに卒業している人
・**A に該当しない**、**日本国内にある中学校**および**海外にある日本人学校**の場合。
・私立中学校には、神奈川県内・県外の私立中学校等を含みます。
・県外在住の場合、別途、志願資格承認申請の手続が必要です。（本冊子 P.26）

C　海外現地校等を卒業見込み または すでに卒業している人
・上記A、B に該当しない場合。
・別途、志願資格承認申請の手続が必要です。（本冊子 P.26）

A、B は、必ず手続の際に中学校を通します。

C は、手続の際に中学校を通しません。

A　県内の国公立中学校を卒業見込み または すでに卒業している人

①　志願者アカウント作成（志願者登録申請）

募集期間（令和9年1月 25 日（月）から）の前までに志願者アカウントを作成しておきましょう。志願者アカウント作成時に志願者基本情報（氏名、住所等）を登録します。また、志願資格承認申請、学区確認申請および特別募集等の志願資格確認の手続をする人は、早めに志願者アカウントの作成が必要です。
※ 日本の中学校を既に卒業している人は、卒業した中学校に、高等学校等に在籍していないことを証明するもの、本人の住民票の写し等を提示することで、志願資格があることを確認してもらい、志願者アカウント作成の手続を依頼してください。

②　志願情報作成（下書き）

志願者アカウント作成後、志願先の高等学校を登録（下書き保存）できるようになります。
①で登録した志願者基本情報と②で登録する志願先の高等学校の情報をまとめて「志願情報」といいます。志願情報は、中学校を通じて、志願先の高等学校に送られます。

③　志願情報申請、受検料納付
（令和９年１月 25 日(月)午前９時から１月 29 日(金)正午まで）

募集期間のうち【志願情報申請期間】内に、志願情報の申請（＝担任の先生に送る）をします。申請後、速やかに出願サイトから受検料を納付してください。

④　志願変更情報申請、受検料再納付
（令和９年２月４日(木)午前０時から２月８日(月)正午まで）

志願変更する場合、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に、志願変更手続をします。
担任の先生に志願変更を申し出て、出願サイト上で「志願変更許可」されると、志願変更が可能となります。志願変更する際の志願情報を「志願変更情報」といいます。
受検料は、再納付または差額の納付が必要な場合のみ納付します。

「面接シート」、「学校独自の様式による提出書類」等は、調査書等提出期間（令和９年２月４日（木）から２月 10 日（水）まで）に、中学校を通じて高等学校に提出します。

⑤　受検票印刷（令和９年２月 11 日(木・休日)午前０時から）

検査前日までに、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷します。
また、受検票の二次元コードまたは URL からアクセスできる「志願者へのお知らせ」を必ず確認してください。
※「志願者へのお知らせ」は、募集期間初日の午前中を目途に、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校ホームページから確認することができます。

⑥　検査

検査当日には、必ず印刷した受検票を持参してください。

⑦　合格発表、入学料納付（令和９年２月 26 日(金)午前９時から）

出願サイト上で合格発表を行います。
合格者は、受検票を持参し、当日の指定された時間に、合格した高等学校で合格通知書の交付を受けます。
高等学校で受け取る案内に従い、出願サイトから入学料を納付します。

Ｂ　県外の国公立中学校 または 私立中学校等を卒業見込み または すでに卒業している人

在籍または卒業した中学校を通して手続します。

中学校から神奈川県教育委員会(以下「県教育委員会」といいます。)に連絡していただき、中学校用のアカウントを作成する必要があります。詳しいことは、以下の県教育委員会のホームページを参照してください。

中学校用のアカウントを作成した後の手続は、Ａと同じです。

Ｃ　海外現地校等を卒業見込み または すでに卒業している人

中学校を通さずに志願手続します。県教育委員会が事前に作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成し、手続します。志願者アカウントを作成した後の手続は、Ａと同じですが、Ａの手続のうち、「中学校を通じて」と記載している部分は、省略(スキップ)します。「志願変更許可」および「志願取消許可」については、県教育委員会の窓口で行います。詳細は、志願資格承認申請の際に案内します。併せて、以下の県教育委員会のホームページを参照してください。

「県外・海外・私立等から受検する場合のインターネット出願に係る手続について」
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/kengai-kaigai-shiritsu-netshutsugan.html

志願手続の流れ（３月以降に行う検査）

共通選抜(二次募集)、定通分割選抜

共通選抜(二次募集)および**定通分割選抜**は、紙の入学願書による志願です。また、共通選抜(二次募集)またはインクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)と定通分割選抜は同時に志願することができます。

①　紙による入学願書等の提出

共通選抜(二次募集)

【募集期間】令和９年３月２日(火)、３月３日(水)

[県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校、横浜市立横浜総合高等学校]
３月２日(火) 午前９時～正午および午後１時～午後４時
３月３日(水) 午前９時～正午

[県立川崎高等学校、県立厚木清南高等学校、川崎市立川崎高等学校]
３月２日(火) 午後２時～午後７時
３月３日(水) 午後２時～午後４時

定通分割選抜

【募集期間】令和９年３月４日(木)、３月５日(金)

[夜間の定時制の課程]
３月４日(木) 午後２時～午後７時
３月５日(金) 午後２時～午後４時

[通信制の課程]
３月４日(木) 午前９時～正午および午後１時～午後５時
３月５日(金) 午前９時～正午および午後１時～午後４時

【提出書類】
・**入学願書**
・(定通分割選抜の場合)受検料(県立、川崎市立および横須賀市立の高等学校)(通信制の課程を除く。)
　受検料の収入済証明書(入学願書裏面に貼付)または受検料(横浜市立の高等学校)
・(共通選抜(二次募集)の場合)受検料
・面接シート(第 14 号様式)(提出を求める高等学校に志願する人のみ)
・学校独自の様式による提出書類(提出を求める高等学校に志願する人のみ)
・志願資格承認書(第 17 号様式の１)(必要な人のみ)
・志願資格承認申請書(第 18 号様式)(志願先の高等学校の窓口で志願資格承認申請を行う人のみ)
・学区確認結果通知書(第 25 号様式)(必要な人のみ)
・長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類(第７・８・９号様式)(該当する人のみ)

※　日本の中学校をすでに卒業している人は、卒業した中学校に、高等学校等に在籍していないことを証明するもの、本人の住民票の写し等を提示することで、志願資格があることを確認してもらい、入学願書に中学校長の証明を受けてください。

②　受検票等の交付(志願先の高等学校の窓口)

③　志願変更

共通選抜(二次募集)

【志願変更期間】令和９年３月４日(木)、３月５日(金)

[県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校、横浜市立横浜総合高等学校]
３月４日(木) 午前９時～正午および午後１時～午後４時
３月５日(金) 午前９時～正午および午後１時～午後４時

[県立川崎高等学校、県立厚木清南高等学校、川崎市立川崎高等学校]
３月４日(木) 午後２時～午後７時
３月５日(金) 午前９時～正午および午後１時～午後４時

定通分割選抜

【志願変更日】令和９年３月８日(月)

[夜間の定時制の課程・通信制の課程]
午前９時～正午および午後１時～午後４時

④　検査

検査当日には、必ず受検票を持参してください。

一般募集　定時制の課程・通信制の課程

Ⅰ　志願資格と学区

志願資格

神奈川県の公立高等学校(以下「高等学校」といいます。)の定時制の課程または通信制の課程に入学を志願するためには、平成24年４月１日以前に出生した人で、次表のＡ欄の①・②のいずれかに該当し、かつ、Ｂ欄の①・②のいずれかに該当することが必要です。

A	①　中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校または中等教育学校の前期課程を卒業または修了した人、または令和９年３月31日までに卒業する見込みまたは修了する見込みの人(ただし、国公私立高等学校、高等専門学校および中等教育学校の後期課程(以下「高等学校等」といいます。)に在籍していない人) ②　外国において、学校教育における９年の課程を修了した人、または令和９年３月31日までに修了する見込みの人 ※　この他、中学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められた人も資格があります。詳しいことは、県教育委員会教育局指導部高校教育課(電話(045)210-8084)にお問い合わせください。
B	①　神奈川県内に住所または勤務地がある人 ②　神奈川県教育委員会教育長(以下「県教育長」といいます。)の志願の承認を受けた人 ※　ただし、Ｂの①は、横浜市立横浜総合高等学校については神奈川県内に住所または横浜市内に勤務地がある人、川崎市立の高等学校の普通科については神奈川県内に住所または川崎市内に勤務地がある人

注意　上記Ａ欄の②に該当する人とＢ欄の①に該当しない人は、Ｂ欄の②の県教育長の志願の承認を受けることが必要です。志願資格の承認申請の方法等について本冊子P.26を確認してください。

学区

横浜市立横浜総合高等学校および川崎市立の高等学校の普通科以外の定時制高等学校は、県内のどこからでも志願することができます。横浜市立横浜総合高等学校または川崎市立の高等学校の普通科を志願する人は、学区について、本冊子 P.27 の「**Ⅱ 学区確認について(横浜市立および川崎市立の高等学校)**」を必ずお読みください。

Ⅱ　共通選抜(二次募集を除く。)

募集定員等

共通選抜は、募集定員の80%を募集人員として実施します。ただし、定時制の課程のうち、県立横浜明朋高等学校、県立川崎高等学校、県立厚木清南高等学校、県立相模向陽館高等学校、横浜市立横浜総合高等学校および川崎市立川崎高等学校では共通選抜において募集定員のすべてを募集します。

令和９年度神奈川県公立高等学校生徒募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html

志願の範囲

(1) 志願できるのは、一つの高等学校の一つの課程の一つの学科または部に限ります。ただし、機械科および電気科を一括して募集する県立小田原北高等学校は、それを一つの学科とみなします。

(2) 共通選抜において、県立神奈川工業高等学校の工業に関する学科に志願する場合、同じ高等学校の他の工業に関する学科を第２希望として志願することができます。また、県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および横浜市立横浜総合高等学校に志願する場合、同じ高等学校の他の部を第２希望として志願することができます。

(3) 特別募集や他の課程に、同時に志願することはできません。

(4) 高等学校等に在籍している人は、志願することはできません。

(5) 18歳以上(令和９年４月１日現在)の人は、学力検査の代わりに、作文で受検することができます。作文での受検を希望する人は、志願手続時に出願サイトで「作文での受検を希望する」にチェックしてください。

募集期間

募集期間	備考
【志願情報申請期間】 令和９年１月25日(月)午前９時から１月29日(金)正午まで 【中学校長承認期間】 令和９年１月25日(月)午前９時から２月１日(月)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校の確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

※　募集期間中は、志願取消はできません。

志願手続

(1) 志願者アカウント作成

ア　A　県内の国公立中学校　B　県外の国公立中学校や私立中学校等の場合は、在籍(卒業)中学校を通して、志願者アカウントを作成します。

イ　C　海外現地校等の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。

(2) 志願情報申請

出願サイトに、作成した志願者アカウントでログインし、志願情報を入力、申請します。

(3) 受検料納付

ア　出願サイトから、受検料を納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上で、【志願情報申請期間】内に納付手続を行ってください。

定時制の受検料の金額等は、次表のとおりです。**通信制の受検料は無料です。**

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名称	入学検定料	入学選考手数料	入学選考料	入学検定料
金額	950 円	650 円	950 円	950 円

※　納付した受検料は、原則として返還できません。

イ　出願サイトからの納付ができない場合は、志願先の高等学校で現金納付することができます。

※　志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

(4) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。

(5) 提出書類

次の提出書類は、中学校長から志願先(志願変更したときは、その志願変更先)(以下「志願先」といいます。)の高等学校に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。

ア　調査書(第 11 号様式)(中学校長が作成します。)

イ　面接シート(第 14 号様式)(提出を求める高等学校に志願する人のみ)

ウ　学校独自の様式による提出書類(提出を求める高等学校に志願する人のみ)

エ　長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類(長期の欠席を理由とする選抜方法申請書(第７号様式)、欠席状況証明書(第８号様式：中学校長が作成します。)および長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書(第９号様式))(該当する人のみ)

調査書等の提出期間	受付時間
令和９年２月４日(木)から２月10日(水)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午前９時～正午および午後１時～午後４時

※　調査書は、令和９年４月１日現在で 18 歳以上の人は不要です。

※　上記イ、ウの書類が必要な高等学校および様式のダウンロード URL については、本冊子 P.25 で確認してください。

※　県立相模向陽館高等学校では、長期欠席者に配慮した選考を行うため、第７号様式、第８号様式および第９号様式の提出は要しません。(申請されても受付はしません。)

※　障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

志願変更の範囲

(1) 志願変更期間中１回に限り、志願変更できます。

(2) どの高等学校へも志願変更できます。

(3) 全日制・定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる課程へも志願変更できます。)

(4) 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる学科等へも志願変更できます。)

(5) 共通選抜と特別募集の間でも志願変更できます。ただし、特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。

(6) 県立神奈川工業高等学校の工業に関する学科に志願する際、第２希望の志願をしていなくても、志願変更時に第２希望の志願ができます。また、県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および横浜市立横浜総合高等学校に志願する際、第２希望の志願をしていなくても、志願変更時に第２希望の志願ができます。

志願変更の期間

志願変更期間	備考
【志願変更情報申請期間】 令和９年２月４日(木)午前０時から２月８日(月)正午まで 【中学校長承認期間】 令和９年２月４日(木)午前０時から２月９日(火)正午まで	【志願変更情報申請期間】に志願変更情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

志願変更の手続

(1) 志願変更許可

ア　A　県内の国公立中学校　B　県外の国公立中学校や私立中学校等の場合は、在籍(卒業)中学校に志願変更を申し出て、出願サイト上で「志願変更許可」を得ます。

イ　C　海外現地校等の場合は、県教育委員会の窓口に志願変更を申し出て、出願サイト上で「志願変更許可」を得ます。

(2) 志願変更情報申請

出願サイトから、志願変更情報を入力、申請します。

(3) 受検料納付(必要な人のみ)

受検料の再納付または差額の納付が必要な人は、【志願変更情報申請期間】内に受検料を納付します。納付方法は、志願手続時と同じです。

なお、受検料に関する注意点は次のとおりです。

ア　県立高等学校間、同じ市の市立高等学校間および同じ高等学校内の志願変更では、受検料を再納付する必要はありませんが、それ以外の場合、受検料を再納付する必要があります。

イ　定時制の課程から全日制の課程および通信制の課程から全日制の課程または定時制の課程へ志願変更する場合には、県立高等学校間、同じ市の市立高等学校間または同じ高等学校内の志願変更であっても、受検料の差額を納付する必要があります。

ウ　全日制の課程から定時制の課程または通信制の課程および定時制の課程から通信制の課程へ志願変更する場合、受検料の差額は返還しません。

(4) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願変更情報が志願変更先の高等学校に提出されます。

(5) 志願変更の手続に関する注意点

ア　「志願変更許可」は、志願変更期間前にはできません。

イ　第２希望の志願変更の手続は、前記(1)～(4)の手続に準じて行います。

ウ　志願資格確認を受けていない特別募集(海外帰国生徒、在県外国人等)に志願変更する場合は、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に、志願変更情報申請より前に志願変更先の高等学校で志願資格確認の手続をする必要があります。

志願取消

志願または志願変更後に、**入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和９年２月 25 日(木))正午までに**、次の手順により、必ず志願取消をしてください。

(1) A　県内の国公立中学校　B　県外の国公立中学校や私立中学校等の場合

ア　在籍(卒業)中学校に志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。

イ　出願サイトから志願取消情報を申請し、中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願取消が完了します。

(2) C　海外現地校等の場合

ア　県教育委員会の窓口に志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。

イ　出願サイトから志願取消情報を申請すると、志願取消が完了します。

受検票の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上で、検査当日に持参します。

印刷可能期間	備考
令和９年２月11日(木・休日)午前０時から	Ａ４サイズの白紙に印刷してください。

(2) **必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたは URL から「志願者へのお知らせ」を確認してください。**志願先の高等学校ホームページからも確認することができます。

共通選抜の検査

(1) 定時制の高等学校

ア　検査の内容および期日

学力検査(学力検査の代わりの作文)　令和９年２月16日(火)

特色検査　令和９年２月16日(火)、17日(水)または18日(木)

※　特色検査の日時は、「志願者へのお知らせ」に記載されます。

イ　検査の会場

志願先の高等学校

ウ　検査の教科等・時間割

(ｱ) 学力検査　　＊　外国語(英語)はリスニングテストを含みます。

時刻	8:50～ 9:10	9:20～ 10:10	10:25	10:30～ 11:20	11:35	11:40～ 12:30
教科 その他	検査についての注意	外国語 (英語)＊	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学

(ｲ) 学力検査の代わりの作文

時刻	教科・その他
11：20～11：35	検査についての注意
11：40～12：30	作文

エ　検査当日に持参するもの

(ｱ) 学力検査について

受検票、筆記用具※、昼食、上ばき(必要としない学校もあります。)

※　共通選抜において学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。

※　解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。(マークシート方式の解答にあたっては、ＨＢまたはＢの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが 0.5㎜以上のものが適しています。)

(ｲ) 特色検査について

受検票、筆記用具、上ばき(必要としない学校もあります。)、
志願先の高等学校から指示されたもの

オ　学力検査に関する注意点

(ｱ) 学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科をすべて受検します。

(ｲ) 受検する教科以外の検査時間は、指示された場所で待機してください。

(ｳ) 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

(ｴ) 学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前６：３０以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・テレビ神奈川(データ放送のｄボタン→赤ボタン→県のお知らせ)
・ウェブページ上に掲載
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html

(ｵ) 学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。

なお、外国語(英語)のリスニングテストにおいて放送設備等に不具合があった場合、監督者等の指示でリスニングテストに代わる問題(音声を用いない問題)に切り替えて実施することがあります。

カ　携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

(2) 通信制の高等学校

ア　検査の内容および期日

作文　　令和９年２月16日(火)、17日(水)または18日(木)

※　作文の日時は、「志願者へのお知らせ」に記載されます。

イ　検査の会場

志願先の高等学校

ウ　検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具

追検査

(1) 追検査の対象となる検査

ア　共通選抜(県立相模向陽館高等学校を除く。)
学力検査(学力検査の代わりの作文)の全て

イ　県立相模向陽館高等学校
学力検査(学力検査の代わりの作文)の全て、特色検査

※　定時制の課程における上記ア・イ以外の検査および通信制の課程における検査については、追検査を実施しません。

※　追検査の結果は、前記「共通選抜の検査」の結果と同様の取扱いとします。

(2) 追検査の対象となる事由

ア　新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合

イ　月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由の場合

ウ　自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合

エ　痴漢の被害に遭った場合　等

(3) 受検の手続

ア　追検査の受検を希望する場合、在籍(卒業)中学校に状況を伝えます。

イ　中学校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第 28 号様式)を、次の期間に志願先の高等学校に提出します。

(ｱ) 共通選抜(県立相模向陽館高等学校を除く。)

提出期間	受付時間
令和９年２月16日(火)および２月17日(水)	２月16日(火)は、午後１時～午後４時 ２月17日(水)は、午前９時～正午

(ｲ) 県立相模向陽館高等学校

検査の内容	提出期間	受付時間
学力検査(学力検査の代わりの作文)	令和９年２月16日(火)および２月17日(水)	２月16日(火)は、午後１時～午後４時 ２月17日(水)は、午前９時～正午
特色検査	令和９年２月16日(火)から２月19日(金)まで	２月16日(火)は、午後１時～午後４時 ２月17日(水)および２月18日(木)は、 午前９時～正午および午後１時～午後４時 ２月19日(金)は、午前９時～正午

(4) 受検の手続に関する注意点

ア　在籍(卒業)中学校が県外である等の事由により、提出期間内に追検査受検願(第 28 号様式)の提出ができない場合、志願先の高等学校にご相談ください。

イ　追検査受検願(第 28 号様式)については、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、Ａ４サイズの白紙に印刷して利用することもできます。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html

(5) 追検査の内容および期日

学力検査(学力検査の代わりの作文)　令和９年２月 22 日(月)

特色検査　令和９年２月 22 日(月)(県立相模向陽館高等学校に限る。)

(6) 追検査の会場

志願先の高等学校

(7) 追検査の教科等・時間割

ア　学力検査　　＊　外国語(英語)はリスニングテストを含みます。

時刻	９:20～９:40	９:50～10:40	10:55	11:00～11:50	12:05	12:10～13:00
教科その他	検査についての注意	外国語(英語)＊	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学

イ　学力検査の代わりの作文

時刻	教科・その他
11：50～12：05	検査についての注意
12：10～13：00	作文

ウ　特色検査(県立相模向陽館高等学校)
県立相模向陽館高等学校の特色検査の時間は、県立相模向陽館高等学校長から指示されます。

(8) 追検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、上ばき(必要としない学校もあります。)、
志願先の高等学校長から指示されたもの

※　学力検査はマークシート方式による解答用紙となっています。

※　解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。(マークシート方式の解答にあたっては、ＨＢまたはＢの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが 0.5㎜ 以上のものが適しています。)

(9) 追検査に関する注意点

ア　学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科をすべて受検します。

イ　受検する教科以外の検査時間は、指示された場所で待機してください。

ウ　携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

エ　検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前６：３０以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。
(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・ウェブページ上に掲載
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html

オ　学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。
なお、外国語(英語)のリスニングテストにおいて放送設備等に不具合があった場合、監督者等の指示でリスニングテストに代わる問題(音声を用いない問題)に切り替えて実施することがあります。

(10) 携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

共通選抜の選考方法

(1) 共通選抜における選考の方法(県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および通信制の高等学校を除く。)

ア　第１次選考

不正行為または妨害行為を行った者を除き、次の式により合計値S_1を算出し、上位の者から募集人員の 90%まで合格者を決定します。

$S_1=(a\times f)+(b\times g)$

$S_1=(a\times f)+(b\times g)+(d\times i)$：特色検査を実施した場合

ただし、ａ、ｂ、ｄ、ｆ、ｇ、ｉについては、次のとおりである。

ａ：調査書の評定(100 点換算値)　　ｂ：学力検査の結果(100 点換算値)

ｄ：特色検査の結果(100 点換算値)　　ｆ、ｇ、ｉ：各高等学校で定めた係数

イ　資料の整わない者の選考

資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して、第１次選考合格者に相当する者であるかを判断し、適正に選考します。

ウ　第２次選考

不正行為または妨害行為を行った者を除き、ア・イで合格者となっていない者を対象に、次の式により合計値S_2を算出し、上位の者から募集人員に達するまで合格者を決定します。

$S_2=(b\times g)+(c\times h)$

$S_2=(b\times g)+(c\times h)+(d\times i)$：特色検査を実施した場合

ただし、ｃ、ｇ、ｈ、ｉについては、次のとおりである。

ｃ：調査書の各教科における第３学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価について、評価Ａは３点、評価Ｂは２点、評価Ｃは１点に換算した結果(100 点換算値)

ｇ、ｈ、ｉ：各高等学校で定めた係数で、第１次選考とは異なる。

また、調査書の各教科における第３学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を欠く者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

(2) 県立横浜明朋高等学校および県立相模向陽館高等学校の共通選抜における選考の方法

当該高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書の観点別学習状況、学力検査および特色検査の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

(3) 通信制の高等学校の共通選抜における選考の方法

当該高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書および作文の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

合格者の発表

(1) 合格者の発表の日時等

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付の日時・場所	備考
令和９年２月26日(金)午前９時 出願サイト上で確認します。	令和９年２月26日(金)のうち指定された時間 志願先の高等学校	合格通知書の受取には、受検票の提示が必要です。

※　出願サイトで合格発表を閲覧することができない場合は、志願先の高等学校にて受検票の提示により合否結果通知書を交付します。

(2) 答案の写し等

合格者には学力検査等の得点および教科別の採点結果(「答案の写し」および「問い別採点結果」)を交付します。不合格者には学力検査等の得点および教科別の採点結果(「答案の写し」および「問い別採点結果」)を郵送します。

(3) 合格者の発表に係る手続の注意点

合格通知書および答案の写し等の受取を行うのは本人です。代理人が受取を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

入学の許可

(1) 入学の許可は、合格者に高等学校長が合格通知書を交付することによって行います。

(2) 志願または選抜のための検査等に際し、不正行為または妨害行為があった場合は、入学を許可しません。また、入学許可後に不正行為または妨害行為が判明した場合は、入学の許可を取り消します。

入学手続

(1) 入学料納付

定時制については、指定された期日までに、合格した高等学校の案内にしたがって入学料を納付します。納付方法は、受検料の納付方法と同じです。

定時制の入学料の金額等は、次表のとおりです。**通信制の入学料は無料**です。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名称	入学料	入学金	入学料	入学金
金額	2,100 円	1,200 円	2,100 円	2,100 円

(2) 誓約書提出

指定された期日までに、誓約書を高等学校に提出します。

※　指定された期間内に入学手続を行わなかった人は、入学の許可を取り消されることがあります。

その他

(1) 志願者数等については、募集期間の最終日から志願変更期間の最終日まで、毎日、午後７時頃までに各高等学校のホームページで公表予定です。(土曜日および日曜日を除く。)ただし、募集期間および志願変更期間の最終日は、県教育委員会の記者発表後、各高等学校のホームページまたは神奈川県のホームページの「記者発表」よりご覧いただけます。

(2) 志願者数、志願変更者数、合格者名等については、電話等による問合せには一切応じません。

(3) 志願手続についてわからないときは、志願先の高等学校にお問い合わせください。

(4) 入学者選抜に関する「自分の個人情報」は、個人情報の保護に関する法律に基づき、文書による開示請求をすれば、指定された期日に見ることができます。(ただし、請求しても見ることができないものもあります。)

(5) 入学者選抜の資料とした合格者(入学を希望する者に限る。)の住所・氏名等の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づいて、その後の教育活動のために使用することがあります。

(6) 経済的な理由で支払が困難な方に対し、受検料および入学料の全部または一部を免除する制度があります。詳しいことについては、各高等学校にお問い合わせください。(本冊子 P.28 を参照)

Ⅲ　定通分割選抜

募集人員と手続者

(1) 定通分割選抜の募集人員は、募集定員から共通選抜の募集人員を差し引いた数とします。ただし、共通選抜において募集人員を満たしていない場合の不足数および令和９年３月３日(水)までの共通選抜の入学辞退による欠員数も加えます。

令和９年度神奈川県公立高等学校生徒募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html

(2) 定通分割選抜における**志願、志願変更、志願取消および合格者の発表に係る手続を行うのは本人**です。代理人が手続を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願資格と学区

(1) 志願資格

本冊子Ｐ.５の**Ⅰ**の「志願資格」に該当し、かつ、**令和９年度入学者選抜における国公私立の高等学校(高等専門学校を含みます。)または特別支援学校の合格者になっていない人**が志願することができます。

※　合格者は、入学手続の有無に関わらず、志願することはできません。

(2) 学区

川崎市立の高等学校の普通科を志願する人は、学区について、本冊子P.27の「**Ⅱ 学区確認について(横浜市立および川崎市立の高等学校)**」を必ずお読みください。

志願の範囲

(1) 定通分割選抜において志願できるのは、一つの高等学校の一つの課程の一つの学科に限ります。ただし、機械科および電気科を一括して募集する県立小田原北高等学校は、それを一つの学科とみなします。

(2) 定通分割選抜において、県立神奈川工業高等学校の工業に関する学科に志願する場合、同じ高等学校の他の工業に関する学科を第２希望として志願することができます。

(3) 定通分割選抜と共通選抜の二次募集またはインクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集は、両方に志願することができます。

(4) 高等学校等に在籍している人は、志願することはできません。

(5) 18歳以上(令和９年４月１日現在)の人は、学力検査の代わりに、作文で受検することができます。作文での受検を希望する人は、入学願書の受検教科等の欄「作文」を○で囲んでください。(本冊子P.20を参照)

定通分割選抜の日程

項目	期間・期日	受付時間	
		夜間の定時制の高等学校	通信制の高等学校
募集期間 (入学願書等受付)	令和９年３月４日(木) および３月５日(金)	３月４日(木)は、 午後２時～午後７時 ３月５日(金)は、 午後２時～午後４時	３月４日(木)は、 午前９時～正午および 午後１時～午後５時 ３月５日(金)は、 午前９時～正午および 午後１時～午後４時
志願変更日	令和９年３月８日(月)	午前９時～正午および午後１時～午後４時	
調査書の 提出期間	令和９年３月４日(木)から ３月９日(火)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午後２時～午後７時	午前９時～正午および 午後１時～午後５時

※　募集期間中は、志願取消はできません。

志願手続

(1) 入学願書提出

ア　募集期間中に、紙による入学願書（定時制は第１号様式の２、通信制は第１号様式の３）を志願先の高等学校へ**直接提出**します。**郵送による提出はできません。**

イ　入学願書記入上の注意については、本冊子Ｐ.20 を確認してください。

※　入学願書は、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、Ａ４サイズの白紙に印刷してください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html

(2) 受検料納付

高等学校の区分ごとに定められた納付方法により、受検料を納付してください。共通選抜に志願した人も、定通分割選抜に志願する際は、再度受検料を納付する必要があります。

定時制の受検料の金額等は、次表のとおりです。**通信制の受検料は無料**です。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名称	入学検定料	入学選考手数料	入学選考料	入学検定料
金額	950 円	650 円	950 円	950 円
納付方法	入学願書と併せて志願先の高等学校に直接、現金納付してください。	「横浜市立高等学校（定時制）の入学選考手数料（受検料）・入学金の納付方法について」により納付してください。	入学願書と併せて志願先の高等学校に直接、現金納付してください。	入学願書と併せて志願先の高等学校に直接、現金納付してください。

※　納付した受検料は、原則として返還できません。

(3) 提出書類

次の提出書類は、入学願書と併せて志願先の高等学校へ直接提出します。

ア　面接シート（第 14 号様式）（提出を求める高等学校に志願する人のみ）

イ　学校独自の様式による提出書類（提出を求める高等学校に志願する人のみ）

ウ　長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類（長期の欠席を理由とする選抜方法申請書（第７号様式）、欠席状況証明書（第８号様式：中学校長が作成します。）および長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書（第９号様式））（該当する人のみ）

エ　志願資格承認書（第 17 号様式の１）（県教育長から志願資格承認を受けた人（第 15 号様式による申請の場合）のみ）

オ　神奈川県公立高等学校（定時制・通信制の課程、別科）入学志願資格承認申請書（第 18 号様式）（全日制の課程を志願しない場合で、県教育長から志願資格を受けようとする人（第 15 号様式で申請した人を除きます。）のみ）（本冊子 P.26 を参照）

カ　学区確認結果通知書（第 25 号様式の１または２）（川崎市教育委員会もしくは川崎市立高等学校長から学区確認を受けた人（第 22 号様式の１または２による申請の場合）のみ）

※　障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

(4) 調査書について

調査書は、調査書の提出期間中に、中学校から志願先の高等学校に提出（郵送または窓口へ直接提出）されます。ただし、中学校で厳封したものを、志願時または志願変更時に、志願者が直接提出することもできます。

※　調査書は、令和９年４月１日現在で 18 歳以上の人は不要です。

志願変更の範囲

(1) 志願変更日中１回に限り、志願変更できます。

(2) 定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。

(3) 異なる学科へも志願変更できます。（同じ高等学校の異なる学科へも志願変更できます。）

(4) 県立神奈川工業高等学校の工業に関する学科に志願する際、第２希望の志願をしていなくても、志願変更時に第２希望の志願ができます。

志願変更の手続

(1) 事前準備

志願変更願（第 13 号様式）に必要事項を記入し、中学校長の確認印を受けます。

(2) 志願変更前の高等学校での手続

ア　志願変更願と受検票を、志願変更前の高等学校へ**直接提出**します。

イ　入学願書等、必要な書類の返還を受けます。

ウ　高等学校の指示に従い、その場で、返還を受けた入学願書および受検票の志願先の高等学校名等を斜線（右下がり）で消し、志願変更先欄等に記入した後、高等学校の確認を受け、志願変更願（写し）を受け取ります。

(3) 志願変更先の高等学校での手続

ア　入学願書、受検票、志願変更願（写し）等を志願変更先の高等学校へ**直接提出**します。

イ　受検料の再納付または差額の納付が必要な人は、志願変更先の高等学校へ直接現金納付します。

(4) 志願変更の手続に関する注意点

ア　郵送による志願変更の手続はできません。

イ　受検料に関する注意は、次のとおりです。

(ｱ) 県立高等学校間、川崎市立高等学校間および同じ高等学校内の志願変更では、受検料を再納付する必要はありませんが、それ以外の場合、受検料を再納付する必要があります。

(ｲ) 県立高等学校間の志願変更であっても、通信制の課程から定時制の課程へ志願変更する場合には、受検料を納付する必要があります。

(ｳ) 定時制の課程から通信制の課程へ志願変更する場合、受検料は返還しません。

ウ　課程を変更する場合は、新たに志願変更先の課程の入学願書を用意する必要があります。

エ　志願変更先の高等学校において、面接シート(第 14 号様式)または学校独自の様式による提出書類を求める場合は、新たに用意したものを提出します。

オ　第２希望の志願変更の手続は、前記**(1)～(3)**の手続に準じて行います。

志願取消

志願または志願変更後に、**入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日（令和９年３月 18 日(木))正午までに**、次の手順により、必ず志願取消をしてください。

(1) 志願取消届(第 12 号様式)に必要事項を記入し、中学校長の確認印を受けます。

(2) 志願取消届を、志願先の高等学校に直接提出します。

定通分割選抜の検査

(1) 定時制の高等学校

ア　検査の内容および期日

学力検査(学力検査の代わりの作文)　令和９年３月15日(月)

特色検査　令和９年３月15日(月)または16日(火)

※　特色検査の日時は、志願先の高等学校から指示されます。

イ　検査の会場

志願先の高等学校

ウ　検査の教科等・時間割

(ｱ) 学力検査

時刻	13:00～13:10	13:20～13:50	14:00	14:05～14:35	14:45	14:50～15:20
教科その他	検査についての注意	外国語（英語）	（予鈴）	国語	（予鈴）	数学

(ｲ) 学力検査の代わりの作文

時刻	教科・その他
14：15～14：25	検査についての注意
14：30～15：20	作文

エ　検査当日に持参するもの

(ｱ) 学力検査について

受検票、筆記用具※、上ばき(必要としない学校もあります。)

※　定通分割選抜において学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。

※　解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。(マークシート方式の解答にあたっては、ＨＢまたはＢの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが 0.5㎜以上のものが適しています。)

(ｲ) 特色検査について

受検票、筆記用具、上ばき(必要としない学校もあります。)、志願先の高等学校から指示されたもの

オ　学力検査に関する注意点

(ｱ) 学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科をすべて受検します。

(ｲ) 受検する教科以外の検査時間は、指示された場所で待機してください。

(ｳ) 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

(ｴ) 学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前１０：３０以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・テレビ神奈川(データ放送のｄボタン→赤ボタン→県のお知らせ)
・ウェブページ上に掲載
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html

(ｵ) 学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。

カ　携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

(2) 通信制の高等学校

ア　検査の内容および期日

作文　令和９年３月15日(月)または16日(火)

※　作文の日時は、志願先の高等学校から指示されます。

イ　検査の会場

志願先の高等学校

ウ　検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具

定通分割選抜の選考方法

(1) 定時制の高等学校の定通分割選抜における選考の方法

不正行為または妨害行為を行った者を除き、次の式により合計値Ｓを算出し、上位の者から合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

Ｓ＝(ａ×ｆ)＋(ｂ×ｇ)

Ｓ＝(ａ×ｆ)＋(ｂ×ｇ)＋(ｄ×ｉ)：特色検査を実施した場合

ただし、ａ、ｂ、ｄ、ｆ、ｇ、ｉについては、次のとおりである。

ａ：調査書の評定(100点換算値)　　ｂ：学力検査の結果(100点換算値)

ｄ：特色検査の結果(100点換算値)　　ｆ、ｇ、ｉ：各高等学校で定めた係数

(2) 通信制の高等学校の定通分割選抜における選考の方法

当該高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書および作文の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

合格者の発表

(1) 合格者の発表の日時等

高等学校の種類	日時	場所	方法
夜間の定時制の高等学校	令和９年３月19日(金) 午後３時～午後６時	志願先の高等学校	合否結果通知書(封筒に入っています。)を交付します。受取には、受検票の提示が必要です。
通信制の高等学校	令和９年３月19日(金) 午前10時～正午および 午後１時～午後３時		

(2) 合格者の発表に係る手続の注意点

ア　合否結果通知書は、受検結果の通知です。合否結果を確認後、合格者は直ちに合格通知書および入学手続関係書類を受け取ってください。

イ　学力検査等の得点および教科別の採点結果(「答案の写し」および「問い別採点結果」)を交付します。

入学の許可

（1）入学の許可は、合格者に高等学校長が合格通知書を交付することによって行います。
（2）志願または選抜のための検査等に際し、不正行為または妨害行為があった場合は、入学を許可しません。また、入学許可後に不正行為または妨害行為が判明した場合は、入学の許可を取り消します。

入学手続

（1）入学料納付

定時制については、指定された期日までに、入学料を納付します。

定時制の入学料の金額等は、次表のとおりです。**通信制の入学料は無料です。**

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名称	入学料	入学金	入学料	入学金
金額	2,100 円	1,200 円	2,100 円	2,100 円
納付方法	合格発表時にご案内します。		高等学校へ直接現金納付してください。	

（2）誓約書提出

指定された期日までに、誓約書を高等学校に提出します。

※　指定された期間内に入学手続を行わなかった人は、入学の許可を取り消されることがあります。

その他

（1）志願者数等については、募集期間の最終日および志願変更日に、県教育委員会の記者発表後、各高等学校のホームページまたは神奈川県のホームページの「記者発表」よりご覧いただけます。
（2）志願者数、志願変更者数、合格者名等については、電話等による問合せには一切応じません。
（3）志願手続についてわからないときは、志願先の高等学校にお問い合わせください。
（4）入学者選抜に関する「自分の個人情報」は、個人情報の保護に関する法律に基づき、文書による開示請求をすれば、指定された期日に見ることができます。（ただし、請求しても見ることができないものもあります。）
（5）入学者選抜の資料とした合格者（入学を希望する者に限る。）の住所・氏名等の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づいて、その後の教育活動のために使用することがあります。
（6）経済的な理由で支払が困難な方に対し、受検料および入学料の全部または一部を免除する制度があります。詳しいことは、各高等学校にお問い合わせください。（本冊子 P.28 を参照）

Ⅳ　二次募集

実施校等と手続者

(1) 二次募集は、**県立横浜明朋高等学校、県立川崎高等学校、県立厚木清南高等学校、県立相模向陽館高等学校、横浜市立横浜総合高等学校および川崎市立川崎高等学校**のうち、県立の高等学校については県教育長が、各市立の高等学校についてはそれぞれの市教育長が必要と認めた場合に行います。

二次募集の実施校、各種様式については、共通選抜等の合格発表日(令和９年２月26日(金))以降、次の県教育委員会ホームページに掲載します。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/kanagawa.html

(2) 二次募集における**志願、志願変更、志願取消および合格者の発表に係る手続を行うのは本人**です。代理人が手続を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願資格と学区

(1) 志願資格

本冊子Ｐ.５のⅠの「志願資格」に該当し、かつ、**令和９年度入学者選抜における国公私立の高等学校(高等専門学校を含みます。)または特別支援学校の合格者になっていない人**が志願することができます。

※　合格者は、入学手続の有無に関わらず、志願することはできません。

※　県教育長の志願資格承認を受けた人は、志願資格承認書の交付等について本冊子P.26の「申請後の流れ」の(2)を確認してください。

(2) 学区

県内のどこからでも志願することができます。

志願の範囲

(1) 二次募集において志願できるのは、一つの高等学校の一つの課程の一つの学科または部に限ります。
(2) 二次募集において、県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および横浜市立横浜総合高等学校に志願する場合、同じ高等学校の他の部を第２希望として志願することができます。
(3) 二次募集と定通分割選抜は、両方に志願することができます。
(4) 共通選抜の二次募集とインクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集は、同時に志願することはできません。
(5) 高等学校等に在籍している人は、志願することはできません。
(6) 18歳以上(令和９年４月１日現在)の人は、学力検査の代わりに、作文で受検することができます。作文での受検を希望する人は、入学願書の受検教科等の欄「作文」を○で囲んでください。(本冊子P.20を参照)

二次募集の日程

項目	期間	受付時間	
		県立横浜明朋高等学校 県立相模向陽館高等学校 横浜市立横浜総合高等学校	県立川崎高等学校 県立厚木清南高等学校 川崎市立川崎高等学校
募集期間 (入学願書等受付)	令和９年３月２日(火) および３月３日(水)	３月２日(火)は、 午前９時～正午および 午後１時～午後４時 ３月３日(水)は、 午前９時～正午	３月２日(火)は、 午後２時～午後７時 ３月３日(水)は、 午後２時～午後４時
志願変更期間	令和９年３月４日(木) および３月５日(金)	午前９時～正午および 午後１時～午後４時	３月４日(木)は、 午後２時～午後７時 ３月５日(金)は、 午前９時～正午および 午後１時～午後４時
調査書の提出期間	令和９年３月２日(火)から ３月８日(月)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午前９時～正午および 午後１時～午後４時	午後２時～午後７時

※　募集期間中は、志願取消はできません。

志願手続

(1) 入学願書提出

ア　募集期間中に、紙による入学願書(第１号様式の２)を志願先の高等学校へ**直接提出**します。**郵送による提出はできません。**

イ　入学願書記入上の注意については、本冊子Ｐ.20を確認してください。

※　入学願書(第１号様式の２)は、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、Ａ４サイズの白紙に印刷してください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html

(2) 受検料納付

受検料(県立・川崎市立の高等学校：950 円、横浜市立の高等学校：650 円)は、入学願書と併せて志願先の高等学校へ直接現金納付します。

※　納付した受検料は、原則として返還できません。

(3) 提出書類

次の提出書類は、入学願書と併せて志願先の高等学校へ直接提出します。

ア　面接シート(第 14 号様式)(提出を求める高等学校に志願する人のみ)

イ　学校独自の様式による提出書類(提出を求める高等学校に志願する人のみ)

ウ　長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類(長期の欠席を理由とする選抜方法申請書(第７号様式)、欠席状況証明書(第８号様式：中学校長が作成します。)および長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書(第９号様式))(該当する人のみ)

エ　志願資格承認書(第 17 号様式の１)(県教育長から志願資格承認を受けた人(第 15 号様式による申請の場合)のみ)

オ　神奈川県公立高等学校(定時制･通信制の課程､別科)入学志願資格承認申請書(第 18 号様式)(全日制の課程を志願しない場合で、県教育長から志願資格を受けようとする人(第 15 号様式で申請した人を除きます。)のみ)(本冊子 P.26 を参照)

※　障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

(4) 調査書について

調査書は、調査書の提出期間中に、中学校から志願先の高等学校に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。ただし、中学校で厳封したものを、志願時または志願変更時に、志願者が直接提出することもできます。

※　調査書は、令和９年４月１日現在で 18 歳以上の人は不要です。

志願変更の範囲

(1) 志願変更期間中１回に限り、志願変更できます。

(2) 二次募集を実施しているどの高等学校へも志願変更できます。

(3) 全日制・定時制(夜間以外)の異なる課程の間でも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる課程へも志願変更できます。)

(4) 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる学科等へも志願変更できます。)

(5) 県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および横浜市立横浜総合高等学校に志願する際、第２希望の志願をしていなくても、志願変更時に第２希望の志願ができます。

志願変更の手続

(1) 事前準備

志願変更願(第 13 号様式)に必要事項を記入し、中学校長の確認印を受けます。

(2) 志願変更前の高等学校での手続

ア　志願変更願と受検票を、志願変更前の高等学校へ**直接提出**します。

イ　入学願書等、必要な書類の返還を受けます。

ウ　高等学校の指示に従い、その場で、返還を受けた入学願書および受検票の志願先の高等学校名等を斜線(右下がり)で消し、志願変更先欄等に記入した後、高等学校の確認を受け、志願変更願(写し)を受け取ります。

(3) 志願変更先の高等学校での手続

ア　入学願書、受検票、志願変更願(写し)等を志願変更先の高等学校へ**直接提出**します。

イ　受検料の再納付または差額の納付が必要な人は、志願変更先の高等学校へ直接現金納付します。

(4) 志願変更の手続に関する注意点

ア　郵送による志願変更の手続はできません。

イ　受検料に関する注意は、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P.７を参照)

ウ　課程や募集を変更する場合は、新たに志願変更先の課程や募集の入学願書を用意する必要があります。

エ　志願変更先の高等学校において、面接シート(第 14 号様式)または学校独自の様式による提出書類を求める場合は、新たに用意したものを提出します。

オ　全日制の課程のインクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)への志願変更の場合は、新たに用意したインクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート(第 33 号様式)およびインクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第 34 号様式)を志願変更先の高等学校に提出します。

カ　第２希望の志願変更の手続は、前記**(1)**～**(3)**の手続に準じて行います。

志願取消

志願または志願変更後に、**入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和９年３月11日(木))正午までに**、次の手順により、必ず志願取消をしてください。

(1) 志願取消届(第12号様式)に必要事項を記入し、中学校長の確認印を受けます。

(2) 志願取消届を、志願先の高等学校に直接提出します。

二次募集の検査

(1) 検査の内容および期日

学力検査(学力検査の代わりの作文)　令和９年３月９日(火)

特色検査(面接)(必要に応じて実施する高等学校があります。)　令和９年３月９日(火)

(2) 検査の会場

志願先の高等学校

(3) 検査の教科等・時間割

ア　学力検査

時刻	９:00～９:10	９:20～９:50	10:05	10:10～10:40	10:55	11:00～11:30
教科その他	検査についての注意	外国語(英語)	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学

イ　学力検査の代わりの作文

時刻	教科・その他
10：25～10：35	検査についての注意
10：40～11：30	作文

ウ　特色検査(面接)の時間

特色検査(面接)の時間は、志願先の高等学校から指示されます。

(4) 検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、昼食(特色検査(面接)を実施する場合)、上ばき(必要としない学校もあります。)、志願先の高等学校から指示されたもの

※　二次募集における学力検査の解答用紙は、マークシート方式ではありません。

※　解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。

(5) 学力検査に関する注意点

ア　学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科をすべて受検します。

イ　携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

ウ　学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前６：３０以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・ウェブページ上に掲載
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html

エ　学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。

(6) 携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

二次募集の選考方法

不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書(県立横浜明朋高等学校および県立相模向陽館高等学校においては、評定を除く。)および学力検査の結果を資料として総合的に選考し、二次募集の募集人員に、二次募集の募集人員に含めることができなかった共通選抜入学辞退者による欠員分を加えた数まで、合格者を決定します。当該高等学校が、必要に応じて特色検査(面接)を実施した場合は、特色検査(面接)の結果も選考の資料とします。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

合格者の発表

(1) 合格者の発表の日時等

学校名	日時	場所	方法
県立横浜明朋高等学校 県立相模向陽館高等学校 横浜市立横浜総合高等学校	令和９年３月12日(金) 午前10時～正午	志願先の高等学校	合否結果通知書(封筒に入っています。)を交付します。受取には、受検票の提示が必要です。
県立川崎高等学校 県立厚木清南高等学校 川崎市立川崎高等学校	令和９年３月12日(金) 午後３時～午後６時		

(2) 合格者の発表に係る手続の注意点

ア　合否結果通知書は、受検結果の通知です。合否結果を確認後、合格者は直ちに合格通知書および入学手続関係書類を受け取ってください。

イ　学力検査等の得点および教科別の採点結果(「答案の写し」および「問い別採点結果」)を交付します。

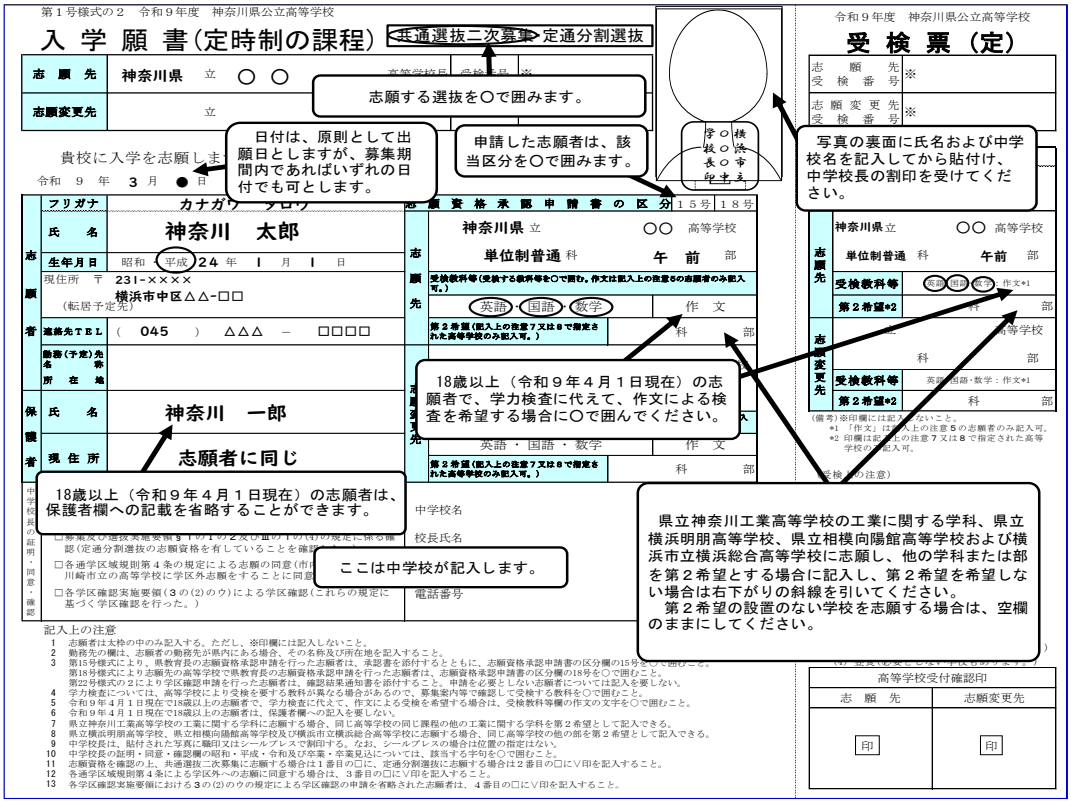
入学の許可等　「入学の許可」、「入学手続」については、定通分割選抜に準じます。(本冊子 P.16 を参照)

その他　「その他」については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P.11 を参照)

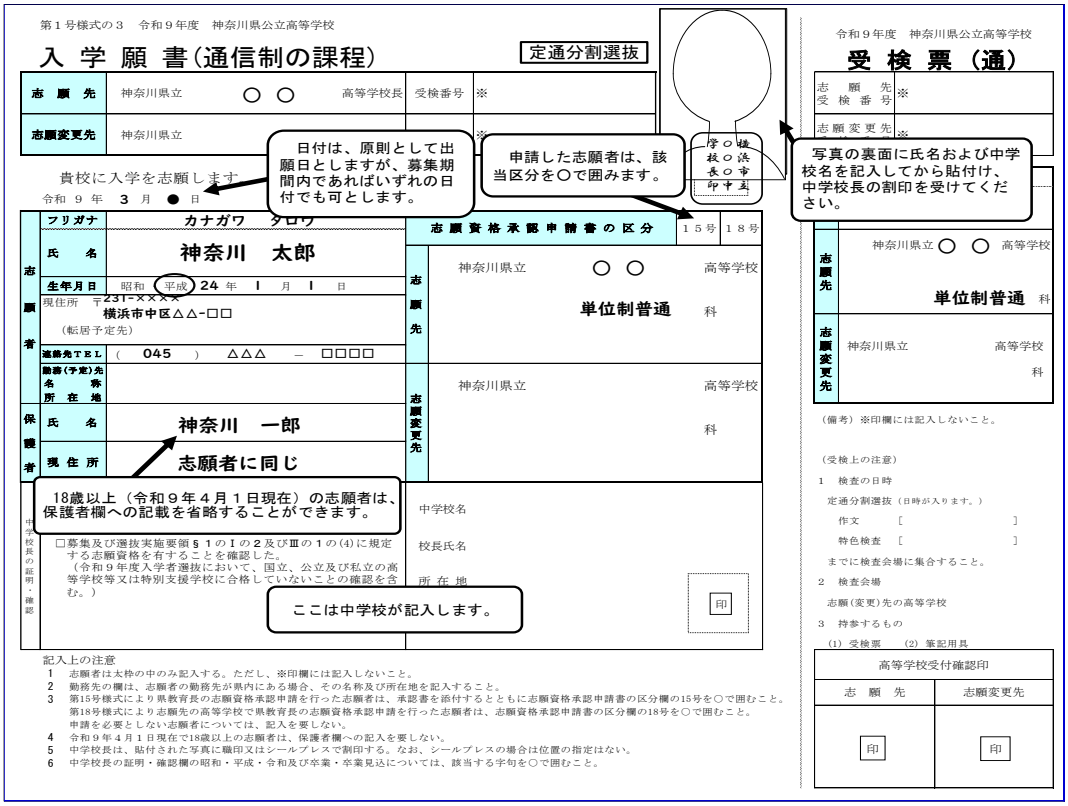
○入学願書記入上の注意(定時制の課程・通信制の課程)　３月以降に行う検査

入学願書については、下記を参考にして必要事項をもれなく記入の上で、志願者の写真を貼り、中学校長の証明を受けてください。入学願書に不備があるときは、受け付けることができません。

定時制の課程



通信制の課程



在県外国人等特別募集

募集を行う高等学校

学校名	学科等
県立横浜明朋高等学校	単位制による定時制 普通科 午前部
	単位制による定時制 普通科 午後部
県立相模向陽館高等学校	単位制による定時制 普通科 午前部
	単位制による定時制 普通科 午後部
横浜市立横浜総合高等学校	単位制による定時制 総合学科 Ⅱ部
川崎市立川崎高等学校	定時制 普通科昼間部

募集定員

在県外国人等特別募集の募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html

志願資格と学区

(1) 志願資格

本冊子 P.５の**Ⅰ**の「志願資格」に該当し、かつ、外国の国籍を有する人(難民として認定された人を含みます。)または日本国籍を取得して６年以内(令和９年２月１日現在)の人で、いずれの場合も、入国後の在留期間が**通算で６年以内**※(令和９年２月１日現在)の人が対象となります。

※ 日本における学齢期以降(小学校１学年以降)で計算します。

(2) 学区

県内のどこからでも志願することができます。

志願の範囲

(1) 志願できるのは、一つの高等学校の一つの部に限ります。ただし、県立横浜明朋高等学校および県立相模向陽館高等学校については、同じ高等学校の他の部を第２希望として志願することができます。

(2) 在県外国人等特別募集に志願した人は、他の募集に同時に志願することはできません。

(3) 高等学校等に在籍している人は、志願することはできません。

(4) 18歳以上(令和９年４月１日現在)の人は、学力検査の代わりに、作文で受検することができます。作文での受検を希望する人は、志願手続時に出願サイトで「作文での受検を希望する」にチェックしてください。

日程

項目	期間・受付時間	備考
特別募集の志願資格確認期間	令和９年１月６日(水)から 15 日(金)まで 午前９時～正午および午後１時～午後４時 (土曜日、日曜日、休日および各高等学校の学校閉庁日を除く。)	事前に志願予定先の高等学校に連絡してください。 学校閉庁日は、各高等学校のホームページを確認してください。
募集期間	【志願情報申請期間】 令和９年１月25日(月)午前９時から １月29日(金)正午まで 【中学校長承認期間】 令和９年１月 25 日(月)午前９時から ２月１日(月)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校の確認および中学校長の承認を受ける必要があります。 **募集期間中は、志願取消はできません。**
志願変更期間	【志願変更情報申請期間】 令和９年２月４日(木)午前０時から ２月８日(月)正午まで 【中学校長承認期間】 令和９年２月４日(木)午前０時から ２月９日(火)正午まで	【志願変更情報申請期間】に志願変更情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。
調査書等の提出期間	令和９年２月４日(木)から２月10日(水)まで 午前９時～正午および午後１時～午後４時 (土曜日および日曜日を除く。)	

志願手続

(1) 志願者アカウント作成

ア　A　県内の国公立中学校　B　県外の国公立中学校や私立中学校等の場合は、在籍(卒業)中学校を通して、志願者アカウントを作成します。

イ　C　海外現地校等の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。

(2) 特別募集の志願資格確認

特別募集の志願資格確認期間中に、次の書類を志願予定先の高等学校の窓口で提出または提示し、志願予定先の高等学校から、出願サイト上で志願資格登録を受けます。

ア　特別募集等の志願資格確認申請書

イ　**外国籍を有すること、難民として認定されたこと、または日本国籍を取得して６年以内(令和９年２月１日現在)であることを証明する書類**

ウ　**入国後の在留期間が通算６年以内(令和９年２月１日現在)であることを証明する書類(パスポート(日本における学齢期以降のものすべて)、出入国記録等)**

※　特別募集の志願資格確認でパスポートを提示する場合は、期日等のスタンプ(証印)が必要です。出入国時に自動化ゲートを利用する場合は、自動化ゲートの通過後、(出国時は搭乗前、入国時は税関検査前までに)必ず、各審査場事務室の職員にスタンプ(証印)についてお問い合わせください。また、出入国記録については、出入国在留管理庁にお問い合わせください。

※　出願サイト上で志願資格登録がされないと、在県外国人等特別募集に志願できません。

※　**特別募集の志願資格確認を行うのは本人**です。代理人が手続を行う場合は、事前に中学校から志願予定先の高等学校に連絡した上で、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

※　特別募集等の志願資格確認申請書は、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、印刷して利用することもできます。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/tokubetsuboshutou-shiganshikaku.html

(3) 志願情報申請

出願サイトに、作成した志願者アカウントでログインし、志願情報を入力、申請します。

(4) 受検料納付

ア　出願サイトから、受検料(県立・川崎市立の高等学校：950 円、横浜市立の高等学校：650 円)を納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上で、【志願情報申請期間】内に、納付手続を行ってください。

※　納付した受検料は、原則として返還できません。

イ　出願サイトからの納付ができない場合は、志願先の高等学校で現金納付することができます。

※　志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

(5) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。

(6) 提出書類

次の提出書類は、中学校長から志願先の高等学校に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。

ア　調査書(第 11 号様式)(中学校長が作成します。)

イ　面接シート(第 14 号様式)(提出を求める高等学校に志願する人のみ)

ウ　学校独自の様式による提出書類(提出を求める高等学校に志願する人のみ)

エ　長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類(第７号様式、第８号様式(中学校長が作成します。)、第９号様式)(該当する人のみ)

※　調査書は、令和９年４月１日現在で 18 歳以上の人は不要です。

※　上記イ、ウの提出が必要な高等学校および様式のダウンロード URL については、本冊子 P.25 で確認してください。

※　障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

志願変更の範囲

(1) 志願変更期間中１回に限り、志願変更できます。

(2) どの高等学校へも志願変更できます。

(3) 全日制・定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる課程へも志願変更できます。)

(4) 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる部へも志願変更できます。)

(5) 一般募集共通選抜や他の特別募集へも志願変更できます。ただし、特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。

(6) 第２希望の志願ができる県立横浜明朋高等学校および県立相模向陽館高等学校に志願する際、第２希望の志願をしていなくても、志願変更時に第２希望の志願ができます。

志願変更の手続

志願変更の手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P.７を参照)

なお、特別募集の志願資格確認を受けていない場合は、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に、志願変更情報申請より前に志願変更先の高等学校で志願資格確認の手続をしてください。

志願取消

志願または志願変更後に、**入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和９年２月 25 日(木))正午までに**、必ず志願取消をしてください。手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P.７を参照)

受検票の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上で、検査当日に持参します。

印刷可能期間	備考
令和９年２月11日(木・休日)午前０時から	Ａ４サイズの白紙に印刷してください。

(2) **必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたは URL から「志願者へのお知らせ」を確認してください。**志願先の高等学校ホームページからも確認することができます。

検査

(1) 検査の内容および期日

学力検査（学力検査の代わりの作文）・面接　令和９年２月16日(火)

(2) 検査の会場

志願先の高等学校

(3) 検査の教科等・時間割

ア　学力検査　　＊　外国語(英語)はリスニングテストを含みます。

時刻	８:50～９:10	９:20～10:10	10:25	10:30～11:20	11:35	11:40～12:30	12:30～13:15	13:15	13:20～
教科その他	検査についての注意	外国語(英語)＊	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学	(昼食)	(予鈴)	面接

イ 学力検査の代わりの作文

時刻	11:20～11:35	11:40～12:30	12:30～13:15	13:15	13:20～
教科その他	検査についての注意	作文	(昼食)	(予鈴)	面接

(4) 検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、昼食、上ばき(必要としない学校もあります。)

※　学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。

※　解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。(マークシート方式の解答にあたっては、ＨＢまたはＢの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが 0.5㎜ 以上のものが適しています。)

(5) 学力検査に関する注意点

ア　学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科をすべて受検します。

イ　携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

ウ　学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前６：３０以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・テレビ神奈川(データ放送のｄボタン→赤ボタン→県のお知らせ)
・ウェブページ上に掲載
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html

エ　学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。

なお、外国語(英語)のリスニングテストにおいて放送設備等に不具合があった場合、監督者等の指示でリスニングテストに代わる問題(音声を用いない問題)に切り替えて実施することがあります。

(6) 携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

追検査

追検査は、一般募集共通選抜に準じます。（本冊子 P. 9、10 を参照）

選考方法

各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書、学力検査の結果および面接の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

合格者の発表等

(1) 「合格者の発表」、「入学の許可」、「入学手続」、「その他」については、一般募集共通選抜に準じます。（本冊子 P. 11 を参照）
(2) 二次募集は実施しません。

面接シートまたは学校独自の様式による書類提出が必要な学校について

【一般募集共通選抜における特色検査】

学校名	学科	特色検査	提出書類
県立追浜	普通科	面接	面接シート
県立津久井	普通科	面接	面接シート
川崎市立川崎総合科学	クリエイト工学科・商業科	面接	面接シート
県立湘南	単位制普通科	面接	面接シート
県立高浜	単位制普通科	面接	面接シート
県立小田原	単位制普通科	面接	面接シート
横須賀市立横須賀総合	単位制総合学科	面接	面接シート
県立横浜明朋	単位制普通科午前部・午後部	面接	めいほうシート
県立相模向陽館	単位制普通科午前部・午後部	面接・自己表現検査	課題レポート

【定通分割選抜における特色検査】

学校名	学科	特色検査	提出書類
県立追浜	普通科	面接	面接シート
県立津久井	普通科	面接	面接シート
川崎市立川崎総合科学	クリエイト工学科・商業科	面接	面接シート
県立湘南	単位制普通科	面接	面接シート
県立高浜	単位制普通科	面接	面接シート
県立小田原	単位制普通科	面接	面接シート
横須賀市立横須賀総合	単位制総合学科	面接	面接シート

【在県外国人等特別募集における面接】

学校名	学科・コース	提出書類
県立横浜明朋	単位制普通科午前部・午後部	めいほうシート
横浜市立横浜総合	単位制総合学科Ⅱ部	横浜総合高等学校 面接シート
川崎市立川崎	普通科昼間部	面接シート

・面接シート(第 14 号様式)掲載ホームページ
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html

・学校独自の様式掲載ホームページ
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/dokuziyoushiki.html

志願資格承認・学区確認

Ⅰ　志願資格承認について

志願資格承認の申請が必要な人

次の①～③のいずれかに該当する人が神奈川県の公立高等学校の定時制または通信制の課程を受検するときは、事前に志願資格承認申請という手続を行い、県教育長の志願資格承認を受ける必要があります。

① 令和９年４月１日までに県外から本県に転居を予定している人
② 県外在住の人で、令和９年４月１日までに本県に勤務予定の人(ただし、横浜市立横浜総合高等学校を志願する場合は横浜市内に勤務予定の人、川崎市立高等学校の普通科を志願する場合は川崎市内に勤務予定の人)
③ 外国において、学校教育における９年の課程を修了した人、または令和９年３月31日までに修了する見込みの人

申請の方法

県教育長の志願資格承認を受ける必要がある人(**前記①～③に該当する人**)で、「神奈川県公立高等学校入学志願資格承認申請書(第 15 号様式)」で県教育長から志願資格承認を受けていない人は、志願資格承認申請期間中(令和９年１月６日(水)～１月 15 日(金)※ただし、土曜日、日曜日、休日および各高等学校の学校閉庁日を除く。)に**志願予定先の高等学校**へ「**神奈川県公立高等学校(定時制・通信制の課程、別科)入学志願資格承認申請書(第 18 号様式)**」を提出してください。

※　志願資格承認申請の際は、事前に志願予定先の高等学校に連絡してください。

(1) **前記①に該当する人**は、次のものを申請書に添付してください。
　ア　転居予定先の住所を確認できる次のａ～ｅのいずれかの書類
　　ａ　家屋の登記簿謄本または登記事項証明書(いずれも発行後、６か月以内のもの)
　　ｂ　建築確認通知書、建築計画確認書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか(転居先の建物が建築中の場合等)
　　ｃ　公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書
　　ｄ　家主との契約書(契約予定を含む。)
　　ｅ　その他、転居予定の事実を証明できるもの
　　※　住民票等では確認しません。
　イ　転居取りやめのときは入学を辞退する旨の念書(第 19 号様式)
　ウ　アの書類の所有者名義または賃借人名義が志願者本人またはその保護者でない場合は、名義人による同居同意書(第 20 号様式)
(2) **前記②に該当する人**は、勤務予定先の所在地および雇用を証明する書類を申請書に添付してください。
(3) **前記③に該当する人**は、９年の課程の修了(見込み)を証明する書類(修了証明書等)および県内の住所を証明する書類(住民票の写し等)を申請書に添付してください。
　※　**全日制の課程に志願または志願変更する場合**には、事前に**全日制の課程の志願資格承認申請(第 15 号様式による。)**が必要となります。その場合は「志願のてびき－全日制の課程・別科－」を参照するか、県教育委員会教育局指導部高校教育課(電話(045)210-8084)にお問い合わせください。また、学区確認の手続が必要となる人は、横浜市教育委員会事務局学校教育部高校教育課(電話(045)671-3272)または川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課(電話(044)200-3243)にお問い合わせください。
　※　３月以降に行う検査を受検する人で、県教育長から志願資格承認を受けていない人は、入学願書提出時に、上記申請をしてください。

申請後の流れ

(1) ２月に行う検査を受検する人

志願資格が承認(第18号様式による。)されると、志願予定先の高等学校により、出願サイトに承認情報の登録が行われます。**志願者アカウントの作成が完了していないと、承認情報が登録できないので、申請時に志願者アカウントを作成していない場合は、すみやかに作成してください。**

(2) ３月以降に行う検査(共通選抜(二次募集)および定通分割選抜)を受検する人

ア　志願資格承認(第15号様式による。)を受けた人は、県教育委員会より**志願資格承認書(第17号様式の１)を受け取り、入学願書と併せて志願先の高等学校へ提出してください。**志願資格承認書の交付期間および交付場所は次表のとおりです。

交付期間	窓口の受付時間	交付場所
令和９年２月26日(金)から ３月５日(金)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午前９時～正午および 午後１時～午後４時	神奈川県教育委員会教育局 指導部高校教育課 〒231-8588 横浜市中区日本大通１ 神奈川県庁東庁舎６階

イ　神奈川県公立高等学校(定時制・通信制の課程、別科)入学志願資格承認申請書(第 18 号様式)により申請をする人は入学願書の志願資格承認申請書の区分の欄の「18 号」を○で囲んでください。

Ⅱ　学区確認について(横浜市立および川崎市立の高等学校)

学区

横浜市立および川崎市立の高等学校への志願に際しては、横浜市立高等学校通学区域規則および川崎市立高等学校の通学区域に関する規則(以下「各通学区域規則」といいます。)によって、次のように学区等の制約があります。

［横浜市立横浜総合高等学校の学区について］

横浜市立横浜総合高等学校Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ部(特別募集を除く。)は、横浜市内全域が学区です。また、学区外からの志願者(横浜市内に勤務地がなく、横浜市以外の神奈川県内に住所がある人）の入学を許可される人数は、志願する部の募集定員の８％以内です。

なお、横浜市立横浜総合高等学校Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ部(特別募集を除く。)を志願する人のうち、すでに中学校を卒業している人や横浜市内に転居予定の人などは、**学区確認申請が必要な場合があります。**

［川崎市立高等学校の普通科の学区について］

特別募集を除いて、川崎市内全域が学区です。また、学区外からの志願者(川崎市内に勤務地がなく、川崎市以外の神奈川県内に住所がある人）の入学を許可される人数は、志願する学科の募集定員の８％以内です。

なお、川崎市立高等学校の普通科(特別募集を除く。)を志願する人のうち、すでに中学校を卒業している人や川崎市内に転居予定の人などは、**学区確認申請が必要な場合があります。**

学区確認申請が必要な人

横浜市立横浜総合高等学校Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ部（特別募集を除く。）および川崎市立高等学校の普通科（特別募集を除く。）に志願する人のうち、次の①～⑤のいずれかに該当する人は、事前に学区確認の申請が必要です。郵送による申請はできません。

① 令和９年４月１日までに県外から本県に転居を予定している人
② 県外在住の人で、令和９年４月１日までに本県に勤務予定の人(ただし、横浜市立横浜総合高等学校を志願する場合は横浜市内に勤務予定の人、川崎市立高等学校の普通科を志願する場合は川崎市内に勤務予定の人)
③ 外国において、学校教育における９年の課程を修了した人、または令和９年３月31日までに修了する見込みの人
④ 横浜市立横浜総合高等学校の場合は、令和９年４月１日までに横浜市内から横浜市外（県内）へ、または横浜市外（県内）から横浜市内へ転居する予定の人。川崎市立高等学校(普通科)の場合は、令和９年４月１日までに川崎市内から川崎市外（県内）へ、または川崎市外（県内）から川崎市内へ転居する予定の人
⑤ 横浜市立横浜総合高等学校の場合は、県内の横浜市外に居住または令和９年４月１日までに横浜市内から横浜市外（県内）へ転居予定の者のうち、令和９年４月１日までに横浜市内に勤務する予定の人。川崎市立高等学校(普通科)の場合は、県内の川崎市外に居住または令和９年４月１日までに川崎市内から川崎市外（県内）へ転居予定の者のうち、令和９年４月１日までに川崎市内に勤務する予定の人

(1) 横浜市立戸塚高等学校と、川崎市立川崎総合科学高等学校と、横浜市立横浜総合高等学校および川崎市立川崎高等学校の在県外国人等特別募集は、県内のどこからでも志願することができます。学区確認申請は不要です。

(2) 両市とも中学校長の確認により、学区確認申請を省略できる場合があります。詳しいことは、中学校の先生等にお問い合わせください。

(3) 一般募集共通選抜の場合、承認されると、当該市教育委員会により、出願サイトに学区確認結果の登録が行われます。志願者アカウントの作成が完了していないと、学区確認結果の登録ができないので、申請時に志願者アカウントを作成していない場合は、すみやかに作成してください。

(4) 学区全般に関する詳細は、次の各市教育委員会のホームページをご参照ください。

横浜市教育委員会	https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/hischool/kokonyusen.html	
川崎市教育委員会	https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000176313.html	

※　掲載内容は、令和８年度の内容です。制度改正により変更となる場合があります。

○　神奈川県公立高等学校の学費について

◆　**授業料（通信制については受講料）**
定時制　年額 3 万 2,400 円　　通信制　１単位 350 円（平日登校履修は１単位 700 円）
なお、高等学校ごとに定めた生徒会費等の諸経費が別途必要になります。

◆　**高等学校等就学支援金／高校生等・新修学支援金制度**

○　**対象となる方**
世帯年収に関わらず、高等学校等就学支援金の申請をし、認定になれば授業料の支払が不要になります(日本国籍以外の方については、国籍・在留資格等の要件あり)。
国籍・在留資格等の要件を満たさず、高等学校等就学支援金の対象とならない日本国籍以外の生徒であっても、保護者等の世帯年収が約 910 万円未満(算定基準額 30 万 4,200 円未満)※である場合、高校生等・新修学支援金の申請をし、認定になれば授業料の支払が不要となります(在留資格が「留学」である生徒を除く)。
※【算出方法（計算式）】市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額
（ただし政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる。（令和８年４月１日現在））

○　**支給額**　　定時制：年額 3万2,400円　　通信制：１単位336円
※　学校が生徒に代わって高等学校等就学支援金／高校生等・新修学支援金を受領し、授業料（受講料）に充てるため、生徒は授業料（受講料）を納める必要がなくなります。（実際に各支援金がお手元に支給される制度ではありません。）
※　通信制については、受講料の納付後、年度末に還付します。

○　**手続について**
入学する高等学校で合格発表時に手続きに関するお知らせ等を配付しますので、案内に従って、入学する高等学校に申請してください。
就学支援制度については、県のＷｅｂページでも案内しています。Ｗｅｂページには、令和８年度に配付した、手続に関するお知らせも参考に掲載されています。
掲載ページURL：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f533737/index.html
「神奈川県　就学支援金」で検索

○　**対象となる方は必ず手続きをしてください。手続きが行われないと授業料(受講料)をご負担いただきます。**

○　**問合せ先**　各高等学校の事務室または神奈川県教育委員会財務課財務指導グループ
電話（045)210-8113(直通）　※　手続は各高等学校で行います。

○　神奈川県公立高等学校受検料等減免制度について

◆　**神奈川県立の高等学校**では、受検料（入学検定料）および入学料について、全部または一部を減免する制度があります。減免の対象となる方は、次のいずれかに該当する方です。
なお、通信制は、受検料（入学検定料）および入学料がかかりません。

○　**対象となる方および減免される額**
生活保護を受給されている方、児童福祉施設等に入所されている方、保護者（親権者）等の都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が非課税（0円）の方、災害を受けた方、失職等による家計急変（当該年度中または当該年度の前年度中に限る。）により家計急変後１年間を推計した保護者（親権者）等の都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満となる方は**全額免除**、保護者（親権者）等の都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満の方は**半額免除**となります。

○　**申請方法**
入学検定料および入学料について減免を希望される方は申請手続が必要です。
原則、e-kanagawa電子申請システムにて志願予定の県立高等学校に申請してください。（電子申請期間後は書面申請のみ受付となります。）
申請ページURL：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=134334
e-kanagawa電子申請システムでの申請ではなく、書面申請を希望される場合は、中学校または県立高等学校にある申請書類に必要事項を記入して、志願予定の県立高等学校に申請してください。
なお、必ず申請する県立高等学校の事務室に**お早めに事前相談**をしてください。また、**入学検定料は募集期間開始日の前日まで**に、**入学料は入学手続開始日の前日まで**に申請しないと受付できません。**それぞれの期限までに申請がなかった場合、減免できません**ので、ご注意ください。

○　**問合せ先**　各高等学校の事務室または神奈川県教育委員会財務課財務指導グループ
電話（045)210-8113(直通）　※　手続は各高等学校で行います。

◆　**横浜、川崎、横須賀の各市立高等学校**においても、受検料(入学検定料)および入学料の減免制度があります。
なお、申請される方は必ず、志願予定の市立高等学校の事務室に**お早めに事前相談**をしてください。
（※　横須賀市は下記問合せ先に事前相談をしてください。）

○　**問合せ先**
横浜市教育委員会事務局学校教育部学校支援・地域連携課　　(045)671-3474（直通）
川崎市教育委員会事務局総務部学事課　　(044)200-3269（直通）
横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課（総務係）　　(046)822-8525（直通）

○　私立高等学校等の学費支援制度について

◆　私立高等学校等へ進学した場合、世帯の所得に応じ、**年間で最大 480,000 円の授業料補助、最大 212,000 円の入学金補助、最大 152,000 円の授業料以外の教育費補助**が受けられます。（ご家庭の状況によって、制度の対象可否や補助金額が異なります。）

詳しくは「志願のてびき―全日制の課程・別科―」の P.42 または私学振興課の学費支援制度のご案内リーフレット（中学校から配付）で確認してください。

なお、リーフレットは次のＵＲＬからもご覧いただけます。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html

神奈川県　学費支援　検索

○　**問合せ先**

神奈川県 福祉子どもみらい局 私学振興課 助成グループ　電話(045)210-3793(直通)

○　神奈川県高校生等奨学給付金について

１　給付対象　次の(1)～(3)をすべて満たしている者が対象

(1) 令和８年７月１日時点で、保護者が神奈川県内に在住していること。

(2) 令和８年７月１日時点で、次のいずれかの世帯であること。

・生活保護世帯(生業扶助受給世帯)

・住民税非課税世帯(保護者等の住民税所得割が 0 円)

・世帯年収約 270～380 万円程度の世帯(保護者等の住民税所得割 100～105,500 円未満)

・世帯年収約 380～490 万円程度の世帯(住民税所得割 105,500～182,500 円未満)

※　家計急変により上記のいずれかとなった世帯を含みます。

(3) 令和８年７月１日時点で、高校生等が高等学校等に在学していること 。

・高校生等とは、就学支援金、高校生等・新修学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒です。

・高等学校等とは、高等学校(別科を除く)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第１～第３学年)、専修学校及び各種学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くもの(特別支援学校の高等部を除く。)

(他に国籍・在留資格等の要件があります。)

２　制度内容　授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金（返還不要）

・給付を受けるためには申請が必要です。（高等学校等入学後に学校等へ申請）

・制度の詳細は県ホームページをご覧ください。

３　問合せ先

＜国公立高等学校等＞　神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ　電話 (045)210-8251(直通)
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/

＜私立高等学校等＞　神奈川県 福祉子どもみらい局 私学振興課 助成グループ　電話 (045)210-3793(直通)
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syougakukyuuhukinn.html

○　神奈川県高等学校奨学金の貸付けについて

１　制度内容

学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に対して奨学金を貸し付けます。

（卒業後返還が必要・無利息）

２　貸付月額（新入生）

(1) 国公立　１万円、２万円または**３万円**（いずれか選択）

(2) 私　立　１万円、２万円、３万円、４万円または**５万円**（いずれか選択）

※　２年生以上は上限額が１万円下がりますが、申請（要件あり）により１万円を加算し、新入生の時と同額の貸付けを受けることができます。

３　募集時期等

(1) 予約採用　中学３年生の **11 月～１月中旬**

・中学校を通じてご案内しますので、担任の先生等にお申し出ください。（県ホームページにも掲載）

・予約採用された方のうち**希望される方は、短期臨時奨学金として、高等学校入学後の奨学金の一部を前倒しして高等学校入学前の３月に貸付けを受けることができます。**

(2) 定期採用　高等学校等入学後の**４月**

・募集案内、願書等は高校等で配付します。（県ホームページにも掲載）

・申請手続については、各高校等の担当者にお問い合わせください。

※　募集締切後に貸付けが必要となった方は随時採用にお申込みが可能です。

４　問合せ先

神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ　電話(045)210-8251(直通)
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/

※　お知らせ

電子申請システムは電子申請サービスに名称を変更しました。

本てびきに記載されている「電子申請システム」は「電子申請サービス」と読み替えてください。

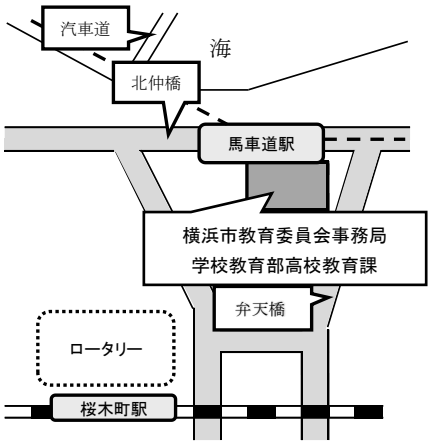
○ 神奈川県教育委員会案内図



神奈川県教育委員会
教育局指導部高校教育課
（入学者選抜・定員グループ）

横浜市中区日本大通１
神奈川県庁　東庁舎６階

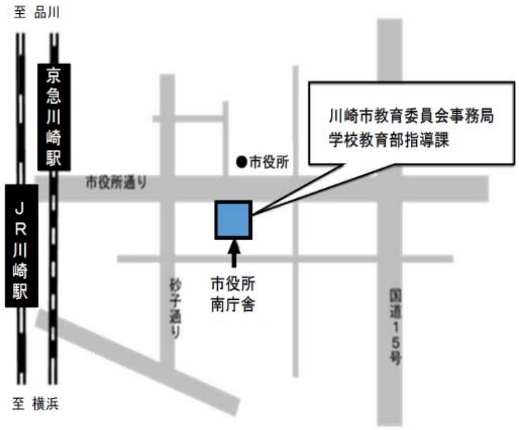
○ 横浜市教育委員会案内図



横浜市教育委員会事務局
学校教育部高校教育課

横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10
（新市庁舎 14 階）

○ 川崎市教育委員会案内図



川崎市教育委員会事務局
学校教育部指導課

川崎市川崎区宮本町１
（南庁舎７階）

問合せ先

神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課入学者選抜・定員グループ	電話(045)210-8084（直通）
横浜市教育委員会事務局学校教育部高校教育課	電話(045)671-3272（直通）
川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課	電話(044)200-3243（直通）
横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課	電話(046)822-8479（直通）